

改正

平成21年 3 月30日告示第102号

平成22年 3 月29日告示第120号

令和 2 年 3 月24日告示第107号

盛岡市間伐等促進対策事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 森林の公益的機能の維持及び林業の振興を図るため、森林所有者等が間伐等促進対策事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 除・間伐等 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年 3 月29日13林整整第885号林野庁長官通知）第 1 の 1 に規定する森林環境保全直接支援事業のうち人工造林（人工林を伐採した跡地に行う造林に限る。）、枝打ち、除伐、保育間伐及び間伐をいう。

(2) 間伐材の搬出 林齢21年以上60年以下の人工林又はアカマツ天然林でその面積が0.1ヘクタール以上のものにおける間伐（伐採率（本数率）がおおむね30パーセント以上のものに限る。）による間伐材の森林から木材市場、木材加工場等までの搬出（伐採後おおむね 6 月以内に販売することを目的としたものに限る。）をいう。

(3) 間伐等作業道開設等 間伐等に利用する作業道（その幅員が 2 メートル以上で利用区域の森林面積が 5 ヘクタール以上のものに限る。）の開設又は改良をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額等)

第 3 第 1 に規定する経費は、別表第 1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

(補助の実施期限)

第 4 規則第 3 条に規定する補助の実施期限は、令和 3 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る森林の整備面積とする。

(申請の取下期日)

第 5 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

制定文 抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文（平成21年告示第102号抄）

平成21年4月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第120号抄）

平成22年4月1日から施行する。

改正文（令和2年告示第107号抄）

令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

事業	経費	補助額
森林適正管理事業	森林所有者，森林組合又は除・間伐等の受託者が，除・間伐等を行う場合に要する経費で岩手県知事の定める標準経費に従って算定したもの	当該経費の100分の9に相当する額以内の額
間伐材搬出利用促進事業	森林所有者，立木若しくは伐採木の買受人又は間伐作業の受託者が，間伐材の搬出（その材積が1事業につき100立方メートルまでのものに限る。）を行う場合に要する経費	搬出する材木の体積1立方メートルにつき1,000円以内の額
作業道開設等促進事業	森林所有者，森林組合又は間伐等作業道開設等の受託者が，間伐等作業道開設等を行う場合に要する経費	当該経費の100分の45に相当する額以内の額

別表第2（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書	1部 1部 1部	別に定める。

	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条 1 項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第 2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。